令和８年度第２回厚木市空家等対策協議会会議録

１　日　時

令和８年10月23日（金）午前10時から11時まで

２　場　所

厚木市役所　本庁舎３階特別会議室

３　出席者

委　員：11名（３名欠席）

事務局：建築・許認可担当部長、住宅課長、住宅政策係長、係員

その他：計画改定委託事業者 ２名

４　傍聴者

なし

５　資　料

・次第

・委員名簿

・計画素案

・厚木市管理不全空家等及び特定空家等の認定基準

６　議事要旨

(1) 開会・会長挨拶

事務局から委員14名中11名が出席し、過半数（条例第６条第２項）を満たして会議が成立している旨を報告し、開会を宣言した。

会長から挨拶がなされた。

(2) 配布資料の確認

事務局から配布資料の確認が行われ、資料の不足がないことが確認された。

(3) 議長への移行・傍聴人の確認

条例第３条第２項及び第５条の規定に基づき、会長である山口市長が議長となった。

本日の会議傍聴の申し出は「なし」であることを確認した。

7　案件の審議

(1) 厚木市空家等対策計画の改定素案について

資料に基づき事務局が説明。

【質疑応答・意見交換要旨】

委　員：新たに検討する取組として、ご遺族サポートコーナーでの相続人等の情報の把握とあるが、情報把握後にどのように具体的な対応を行うのか。

事務局：死亡届の際に希望者から同意書等を取得し、希望があれば物件の手続き案内まで一貫して対応する仕組みを検討している。

委　員：新たに検討する取組として、利活用希望者のマッチング型空き家バンクの導入とあるが、どのように周知していくのか。

事務局：広報やホームページに加え、事業者等へのプッシュ型通知等も検討している。多様なニーズにも応えられるような制度にできるよう検討していく。

委　員：空き家の危機感を所有者へ伝える啓発や勉強会を予防施策に加えてはどうか。

事務局：勉強会等は予防の取組として前向きに検討する。

委　員：管理不全空家等及び特定空家等の認定基準について、特定空家として認定する際の手順として協議会を経ると時間がかかり、対応が遅くなってしまうのではないか。

事務局：現地調査後に庁内の空家等対策検討委員会及び本協議会で意見聴取した上で判断する流れを説明。危険性が高い物件については、迅速に対応していく。

委　員：現状の認定見込みはどうか。

事務局：現状のＢ区分の物件が管理不全空家等に該当する可能性が高く、半数程度が認定される見込みである。ただし、個別事情を考慮するため、機械的に認定されるわけではない。

委　員：認定の効果はどのようなものか。また、管理不全空家等の認定を経ずに特定空家等に直接認定されるケースがあ

るのか。

事務局：管理不全空家等に認定されると法に基づく勧告等が可能になる。固定資産税の住宅用地特例の除外等も行うことができる。認定経路については、原則として管理不全空家等を経由するが、緊急度が高い場合は直接移行する場合もある。

委　員：空き家であることや所有者情報を市民に公開できるのか。

事務局：各物件が空き家であるかどうかということ自体が個人情報に該当するため、公開や不動産事業者への情報提供はできない。情報提供する際は、所有者の同意が必要である。

８　その他

次回以降の協議会予定については、開催日時・場所等の確定後、追って委員へ正式に通知する。

９　閉　　会